

各組合員 様

山梨県市町村職員共済組合

**貸付規則等の一部改正に伴い「貸付申込書」及び  
「借入状況等申告書」が変更されます**

当組合の貸付事業の運営等につきまして、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、全国市町村職員共済組合連合会では、各構成組合の貸付事業において未償還となった貸付債権を保全することを目的として貸付債権共同保全事業を実施しているところでありますが、この貸付債権共同保全事業の見直しが行われたことに伴い、当組合の貸付規則等の一部が改正され平成25年4月1日から施行することとなりました。

改正内容の概略は下記のとおりとなりますが、不明な点がございましたら、共済組合貸付担当までお問い合わせいただけますようお願いいたします。

記

**1 貸付事故者に対する貸付について**

平成24年4月1日以降に貸付事故者（自己破産等）となった方への新たな貸付けについては、民間損害保険の保険金の支払対象とならないことから、**再貸付けはできないこととなります。**

ただし、平成24年3月31日以前の貸付事故者については、従前のとおり、免責された債務を含め完済するなどの一定の条件を満たす場合については、再貸付を行うことができます。

**2 貸付保険事故者の確認について**

他の市町村職員共済組合又は都市職員共済組合の組合員であった貸付申込者については、過去に貸付保険事故者となっていないか確認するため、「**貸付事故の有無に係る確認等について**」を貸付申込時に提出していただくこととなります。

「貸付事故の有無に係る確認等について」は、当組合のホームページの各種請求用紙に掲載をしております。

### 3 部分休業者への貸付限度額の取扱いについて

育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業等により給料の一部が減額されている者に係る貸付審査については、貸付け申込み時の貸付限度額の計算を所属所長が証明する減額後の給料額を元に計算することとなっておりますが、平成25年4月1日から新たに減額後の給料月額を算定するにあたって「貸付申込書」(様式第1号)に部分休業予定(申請)時間等を記載するよう改正しました。

また、当該減額後の給料月額の算定にあたっては、次の算定式によって計算するように「借入状況等申告書」(様式第2号)も記載を改正しております。

$$\begin{aligned} & \cdot \text{減額後の給料月額} = \text{給料月額} \times \left( 1 - \frac{\text{貸付申込月の休業予定時間(申請時間)}}{\text{貸付申込月の正規の勤務時間}} \right) \\ & \cdot \text{減額後の年収額} = \text{減額後の給料月額} \times 12 + \text{賞与額}(\text{減額後の給料月額} \times 4) \end{aligned}$$

なお、平成25年4月1日以降の貸付申込みから改正後の様式より申し込みをお願いいたします。この改正後の様式につきましては、当組合のホームページの各種請求用紙よりダウンロードすることができます。

担 当：健康福祉課 貸付担当 橋田・望月 TEL:055-232-7311
---